

項目	チェック欄
1 複数者からの見積り取得等により、本体価格及び工事費用等が適正な価格であることを確認すること。	
2 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。	
3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。	
4 電気事業法第2条第1項第5号口に定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。	
<p>5 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める順守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く）。特に以下の（a）～（l）をすべて順守していること。</p> <p>（a） 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>（b） 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>（c） 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。</p> <p>（d） 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。</p> <p>（e） 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。</p> <p>（f） 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p> <p>（g） 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>（h） 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</p> <p>（i） 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>（j） 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。</p> <p>（k） 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</p> <p>（l） 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。</p>	
<p>6 次のいずれかを満たすこと。</p> <p>（a） 需要家の敷地内に本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費した電力量を、当該太陽光発電設備で発電する発電量の一定の割合（業務用：50%、家庭用：30%）以上とすること。</p> <p>（b） 需要家の敷地外に本事業により導入する太陽光発電設備で発電した電力を、自営線により当該</p>	
7 太陽光発電設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。	
8 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。	

	項目	チェック欄
9	法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。	
10	市内の住宅又は住宅の敷地又は事業所等又は事業所等の敷地に設置されるものであること。	
11	他の法令又は予算制度に基づき補助等を得て実施する事業でないこと。	
12	<p>中小企業等のみチェックしてください</p> <p>【PPAの場合】</p> <p>PPA事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>【リース契約の場合】</p> <p>リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p>	

項目	チェック欄
1 複数者からの見積り取得等により、本体価格及び工事費用等が適正な価格であることを確認すること。	
2 本補助事業における自家消費型太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。	
3 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。	
4 【業務用蓄電池（4,800Ah・セル以上）：下記の条件を満たすこと】 一関市火災予防条例第13条で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。	
5 【家庭用蓄電池（4,800Ah・セル未満）：a～cの全てを満たすこと】 a 蓄電池パッケージ (a) 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※ 初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 b 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 (a) 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること） (b) 定格出力 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。 (c) 出力可能時間の例示 ① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 ② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MW のいずれかとする。	

項目	チェック欄
<p>(d) 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。</p> <p>(e) 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。 【表示例】 「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」</p> <p>(f) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。</p> <p>5 c 保証期間 メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。 ※ 蓄電システムの製造を製造業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※ JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする</p>	
<p>6 【家庭用蓄電池（4,800Ah・セル未満）：リチウムイオン蓄電池部の場合】 蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。 ※ 平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p>	
<p>7 【家庭用蓄電池（4,800Ah・セル未満）：リチウムイオン蓄電池部以外の場合】 蓄電池部が平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。</p>	
<p>8 【家庭用蓄電池（4,800Ah・セル未満）：リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合】 蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JISC4412-2」に準拠したものであること。 ※ 「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 ※ 平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p>	
<p>9 【家庭用蓄電池（4,800Ah・セル未満）：リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合】 蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。</p>	

	項目	チェック欄
10	業務用：19万円/kWh（工事費込み・税抜き）・家庭用：15万5,000円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電システムであること。	
11	設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。	
12	市内の住宅又は住宅の敷地又は事業所等又は事業所等の敷地に設置されるものであること。	
13	他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。	
14	<p>中小企業等の場合のみ</p> <p>【PPAの場合】</p> <p>PPA事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>【リース契約の場合】</p> <p>リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p>	